

研究ノート

特別地方交付税額取消訴訟控訴審判決 — 裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たるか

青山浩之

要旨

2023（令和5）年5月10日、被控訴人が、ふるさと納税制度で多額の寄付金を集めたことを理由に、控訴人が特別交付税を減額したのは違法だとして、控訴人に対して決定の取り消しを求めた訴訟。大阪高等裁判所は、国も自治体も行政権の主体同士であり、解決するためには行政内部で調整すべきだとして、「法律上の争訟に該当しない」と判断し、控訴人の請求が却下された。

本稿では、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たらないとされた事案について、大阪高等裁判所判決を考察した。

1. はじめに

2023（令和5）年5月10日、第一審大阪地方裁判所判決を覆し、控訴審の大阪高等裁判所判決により、被控訴人の請求が却下された事案である。

本件は被控訴人泉佐野市が、ふるさと納税制度で多額の寄付金を集めたことを理由に、控訴人国が特別交付税を減額したのは違法だとして、国に対して決定の取り消しを求めた訴訟。大阪高等裁判所は、国も自治体も行政権の主体同士であり、解決するためには行政内部で調整すべきだとして、「法律上の争訟に該当しない」と判断し、被控訴人泉佐野市側の請求が却下された。

本稿では、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たらないとされた事案について、大阪高等裁判所判決を考察した。

第一審 大阪地裁 令和2（行ウ）66 2021（令和3）年4月22日 中間判決

第一審 大阪地裁 令和2（行ウ）66 2022（令和4）年3月10日

控訴審 大阪高裁 令和4（行コ）53 2023（令

和5）年5月10日

2. 事案概要

被控訴人泉佐野市は、総務大臣から、2019（令和元）年12月、2019年度の第1回目の特別交付税の額の決定を受け、2020（令和2）年3月、2019年度の第2回目の特別交付税の額の決定を受けた（以下「本件各決定」という）。本件は、被控訴人泉佐野市が、控訴人国に対し、下記のとおり主張して、各請求をする事案である。

（被控訴人の主張）

2019年度における市町村に係る特別交付税の額の算定方法の特例を定めた、特別交付税に関する省令附則5条21項（令和2年総務省令第111号による改正前のもの）及び同附則7条15項（令和2年総務省令第12号による改正前のもの。以下「本件各特例規定」という）は、いわゆるふるさと納税として地方税法37条の2及び同法314条の7の規定により個人の都道府県民税及び市町村民税（個人住民税）の特例控除の対象となる寄

附金（ふるさと納税寄附金）に係る収入が多額であることをもって、特別交付税の額を減ずるものであって、地方交付税法（昭和25年法律第211号）の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効であるから、本件各特例規定に基づいて被控訴人泉佐野市に対して交付する2019年度の特別交付税の額を算定した本件各決定は違法であるとして、本件各決定の取消しを求める事案である。原審は、被控訴人泉佐野市の請求をいずれも認容し、控訴人国が本件控訴を提起した。

2.1 事案の背景

（ふるさと納税制度からの除外をめぐる訴訟）

ふるさと納税は、都市部と地方の格差などにより、税収減少の自治体に対しての格差是正を推進することを目的に2008（平成20）年に始まった制度である。この制度は、当時福井県知事の問題提起で、大都市集中の傾向が強く、地方は将来を担う子供に未来を託しコストを費やしても、その子供たちは大都市圏へ流出することが懸念されました。ふるさと納税は、都市と地方の行政収支のバランスを是正することを目的として、「故郷」に寄付することで、自治体は育てた子供たちからコストを回収することを期待する制度である。

泉佐野市は2018年度、ふるさと納税制度で寄付を募り、全国トップの約498億円を獲得した。総務省は2019（令和元）年12月、特別交付税額の算定に当たり、寄付金収入を考慮するよう省令を改正。その結果、同市の2019年度の交付額は前年度比約89%減の約5300万円にとどまった。

2019（令和元）年5月、総務省は制度の趣旨を逸脱した過度な返礼品で著しく多額の寄付を受領したとして泉佐野市を新制度からの除外を決定した。6月、泉佐野市は国の決定を不服として国地方係争処理委員会に審査を申し立てた。9月、国地方係争処理委員会は地方自治法250条の14第1項に基づき再検討を勧告した。10月に再度の検討の結果、不指定の判断を維持するが決定した11月、泉佐野市は国の決定を不服として、地方自治法251条の5第1項2号に基づき、大阪高等裁

判所に決定の取り消しを求めて提訴した。2020（令和2）年1月30日、大阪高等裁判所は、泉佐野市の訴えを棄却する判決を言い渡した。2月、泉佐野市は最高裁判所に上告。6月30日、最高裁判所は大阪高等裁判所の判決を破棄し、泉佐野市の新制度からの除外決定を取り消した。

2.2 関連法令等

2.2.1 裁判所法

裁判所法3条1項は、裁判所は、日本国憲法に特別の定めのある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する旨規定する。

2.1.2 地方交付税法

(1) 地方交付税法の目的

地方交付税法1条は、同法は、地方団体（都道府県及び市町村をいう。同法2条2号）が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を損なわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする旨規定する。

(2) 地方交付税の意義

地方交付税法2条1号は、同法において、地方交付税とは、同法6条の規定により算定した所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれの一定割合の額並びに地方法人税の額で地方団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるように国が交付する税をいう旨規定する。

(3) 運営の基本

① 地方交付税法3条1項は、総務大臣は、常に各地方団体の財政状況の的確な把握に努め、地方交付税の総額を、同法の定めるところにより、財政需要額が財政収入額を超える地方団体に対し、衡平にその超過額を補填することを目途として交付しなければならない旨規定する。

② 地方交付税法3条2項は、国は、地方交付税

の交付に当たっては、地方自治の本旨を尊重し、条件を付け、又はその用途を制限してはならない旨を規定する。

- ③ 地方交付税法3条3項は、地方団体は、その行政について、合理的かつ妥当な水準を維持するように努め、少なくとも法律又はこれに基づく政令により義務付けられた規模と内容とを備えるようにしなければならない旨規定する。

(4) 地方交付税の総額

- ① 地方交付税法6条1項（平成28年法律第86号による改正前のもの。以下同じ。）は、所得税及び法人税の収入額のそれぞれ100分の33.1、酒税の収入額の100分の50、消費税の収入額の100分の20.8並びに地方法人税の収入額をもって地方交付税とする旨規定する。

- ② 地方交付税法6条2項（平成28年法律第86号による改正前のもの。以下同じ。）は、毎年度分として交付すべき地方交付税の総額は、当該年度における所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ100分の33.1、酒税の収入見込額の100分の50、消費税の収入見込額の100分の20.8並びに地方法人税の収入見込額に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における地方交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付した額を当該合算額から減額した額とする旨規定する。

(5) 地方交付税の種類等

- ① 地方交付税法6条の2第1項は、地方交付税の種類は、普通交付税及び特別交付税とする旨規定する。

- ② 地方交付税法6条の2第2項は、毎年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同法6条2項の額の100分の94に相当する額とする旨規定する。

- ③ 地方交付税法6条の2第3項は、毎年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同法6条2項の額の100分の6に相当する額とする旨規定する。

(6) 地方交付税の額の算定方法に関する意見の申

出

- ① 地方交付税法17条の4第1項は、地方団体は、地方交付税の額の算定方法に関し、総務大臣に対し意見を申し出ることができ、この場合において、市町村にあっては、当該意見の申出は、都道府県知事を経由してしなければならない旨規定する。

- ② 地方交付税法17条の4第2項は、総務大臣は、前項の意見の申出を受けた場合においては、これを誠実に処理するとともに、その処理の結果を、地方財政審議会に、同法23条の規定により意見を聴くに際し、報告しなければならない旨規定する。

(7) 地方交付税の額に関する審査の申立て

地方交付税法18条1項は、地方団体は、同法10条4項又は同法15条4項の規定により地方交付税の額の決定又は変更の通知を受けた場合において、当該地方団体に対する地方交付税の額の算定の基礎について不服があるときは、通知を受けた日から30日以内に、総務大臣に対し審査を申し立てることができる旨、この場合において、市町村にあっては、当該審査の申立ては、都道府県知事を経由してしなければならない旨規定する。

(8) 交付税の額の算定に用いる数の錯誤等

地方交付税法19条7項は、地方団体は、同条1項から5項までの場合においては、同条6項の文書を受け取った日から30日以内に、総務大臣に対し異議を申し出ることができる旨規定する。

3. 判決要旨

3.1 2021（令和3）年4月22日中間判決 大阪地方裁判所の判断の概要

3.1.1 当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であるか否か

- (1) 地方交付税は、地方団体が自らの事務を行うために交付されるもの

「地方交付税は、地方交付税法6条の規定により算定した所得税等の一定割合の額及び地方法人税の額で地方団体が等しくその行うべき事務を遂行

することができるように国が地方団体に対して交付する税とされ（同法2条1号，3条1項），その種類は普通交付税及び特別交付税とされる（同法6条の2第1項）。また，地方交付税は，地方団体がその事務を行うための財源となるものであって，用途が制限されない一般財源である（同法3条2項）。

また，地方団体（都道府県及び市町村）は，地方自治法上は普通地方公共団体に当たり（同法1条の3第2項），地域における事務等を処理する法人とされ（同法2条1項，2項），国の事務を国に代わって処理するのではなく，地方団体自らの事務を処理するものとされている（同法2条1項，2項参照）。

(2) 地方交付税は，国の地方団体に対する支出金の性質を持つもの

「地方交付税は，国が地方団体に対して交付するものと定められているところ（地方交付税法2条1号，3条1項），地方団体が自ら賦課・徴収するものではなく，国が賦課・徴収した所得税等の国税の一定割合が，地方交付税法に基づく総務大臣による具体的な交付額の算定・決定を経て，各地方団体に配分・交付されるものである。」

(3) 各地方団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定方法，交付時期等は，地方交付税法によって規定されているのであって，総務大臣は，各地方団体に対して交付すべき地方交付税の額の決定に際し，何らかの裁量が認められるわけではなく，地方交付税法の定めに従って決定し，各地方団体に交付しなければならないもの

「地方交付税のうち，普通交付税については，毎年度，基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方団体に対して交付するものとされた上，各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は，当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額を超える額とするとされ（地方交付税法10条1項，同条2項），特別交付税については，同法11条に規定する基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要があること等によ

り，基準財政需要額又は基準財政収入額の算定方法の画一性のため生ずる基準財政需要額の算定過大又は基準財政収入額の算定過少を考慮してもなお，普通交付税の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に対して，総務省令で定めるところにより，同項に定める事情を考慮して交付するものとされた上，総務大臣は，総務省令で定めるところにより，各地方団体に交付すべき特別交付税の額を，毎年度，2回に分けて決定するものとされている（同法15条1項，同条2項）。また，地方交付税は，毎年度，所定の時期にそれぞれ所定の額を交付するとされている（同法16条）」。

(4) 以上の通り，地方団体が国に対して特別交付税の額の決定の取消しを求める訴えは，地方団体と国との間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争である

「地方交付税は，地方団体が自らの事務を処理するために交付されるものであって，国の地方団体に対する支出金の性質を持ち，また，その額の算定方法等が地方交付税法によって規定されているものであること等に照らせば，地方団体が国から法律の定めに従い地方交付税の分配を受けることができるか否かに関する紛争は，地方団体と国との間の具体的な権利ないし法律関係の存否に関するものであるといえることができる」。

3.1.2 法令の適用により終局的に解決することができるものであるか否か

「地方交付税の額の算定方法及び交付の手続は法定されているところ（地方交付税法10条，15条，16条等），これらの規定に照らすと，特別交付税の額の決定が適法であるか否かは，同法その他の関係法令を適用することによって判断することが可能であるといえる。そうすると，地方団体が国に対して特別交付税の額の決定の取消しを求める訴えは，その性質上，法令の適用によって終局的に解決することができるものというべきである」。

3.1.3 以上の通り、地方団体が国に対して特別交付税の額の決定の取消しを求める訴えは、「地方団体と国との間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、法令の適用により終局的に解決することができるものに該当するから、裁判所法3条1項にいう『法律上の争訟』に当たる」（最判昭和56・4・7民集35巻3号443頁以下「最高裁昭和56年判決」という）^{注1)}と述べ、特別交付税の額の決定の取消しを求めるものであり、「法律上の争訟」に当たると肯定された。

3.1.4 裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たらない（被告の主張）の検討

「最高裁平成14年判決の射程は、国又は地方公共団体の提起した訴訟の「法律上の争訟」性を判断する場合一般に及ぶところ、本件訴えは、実質において法規の適用の適正ないし一般公益の保護を目的とするものであるから、最高裁平成14年判決に照らして「法律上の争訟」性を欠く」（最判平成14・7・9民集56巻6号1134頁〔以下「最高裁平成14年判決」という）^{注2)}と主張した。「本件訴えは、原告（地方団体）が被告（国）に対して特別交付税の額の決定の取消しを求めるものであって、原被告間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であり、専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求めるものではない。そうすると、最高裁平成14年判決は、事案を異にし、本件に適切でない」と述べ被告主張を採用しなかった。

3.2 2023（令和5）年5月10日 控訴審福岡高裁の判断の概要

3.2.1 裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たるか否か

「行政事件を含む民事事件において裁判所がその固有の権限に基づいて審判することのできる対象は、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」、すなわち、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが

法令の適用により終局的に解決することができるものに限られる」（最判平成14・7・9民集56巻6号1134頁）の判示を検討すると、「司法権（憲法76条1項）が審判する権限が及ぶ紛争であり、司法権の概念には国民の裁判を受ける権利の保障が反映されていると解される。このような見地に立ち、『当事者』の面から見ると、基本的に個々の国民が提起する争訟であって、その具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争がこれに該当し、国と地方団体を当事者とする紛争は、個々の国民と同様の立場に立つて行うもの（財産権の主体として自己の財産上の権利利益の保護救済を求めるような場合）は格別として、双方が行政権の主体同士として関与する、行政権内部の法適用の適正をめぐる一般公益に係る紛争である限り、法律上の争訟に該当しないと解するのが相当である」とし、「その解決は、行政権内部の調整に委ね、その適正性については、国会審議等の民主的な統制の対象とすることによって確保するのを基本とし、紛争によって、裁判所で解決するのがふさわしいものについて、法律によって特に権限が定められた場合には、裁判所はこれを裁判する権限を持つことになると解すべきである」。

3.2.2 地方団体が国から法律の定めに従い地方交付税の分配を受けることができるか否か

「地方交付税法の仕組みや目的等に照らすと、地方団体が国から法律の定めに従い地方交付税の分配を受けることができるか否かに関する紛争は、国と地方団体が、それぞれ行政主体としての立場に立ち、地方団体全体が適正に行政事務を遂行し得るように、法規（地方交付税法）の適用の適正をめぐる一般公益（地方団体全体の利益）の保護を目的として係争するもの」であり、「自己の財産上の権利利益の保護救済を目的として提起したものと見ることはできないから、裁判所法3条1項にいう『法律上の争訟』には当たらない」。

4. 特別地方交付税額取消訴訟 大阪地裁判決と大阪高裁判決

大阪地裁 2021（令和3）年4月22日の中間判決は、ふるさと納税制度で多額の寄付金を集めたことを理由に、国が特別交付税を減額したのは違法だとして、国に対して決定の取り消しを求めた訴訟である。地方交付税の性質は、①地方団体が自らの事務を行うために交付されるもの。②国の地方団体に対する支出金の性質を持つもの。③額の算定方法、交付時期は地方交付税法の定めを根拠とし、「地方団体が国から法律の定めに従い地方交付税の分配を受けることができるか否かに関する紛争は、地方団体と国との間の具体的な権利ないし法律関係の存否に関するものである」ということができる。ゆえに、地方団体が国に対して特別交付税の額の決定の取消しを求める訴えは、最高裁昭和56年判決を基準に「地方団体と国との間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、法令の適用により最終的に解決することができるものに該当するから、裁判所法3条1項にいう『法律上の争訟』に当たる」と述べ、特別交付税の額の決定の取消しを求めるものであり、「法律上の争訟」に当たると肯定された。被告の主張に対しては、最高裁平成14年判決について触れ「国又は地方公共団体の提起した訴訟の『法律上の争訟』性を判断する場合一般に及ぶところ、本件訴えは、実質において法規の適用の適正ないし一般公益の保護を目的とするものであるから、最高裁平成14年判決に照らして『法律上の争訟』性を欠く」と主張した。「本件訴えは、原告（地方団体）が被告（国）に対して特別交付税の額の決定の取消しを求めたものであって、原被告間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であり、専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求めるものではない。そうすると、最高裁平成14年判決は、事案を異にし、本件に適切でない」と述べ被告主張を採用しなかった。原告の請求をいずれも認容し、被告が本件控訴を提起した。

これに対して、大阪高裁 2023（令和5）年5月10日の判決は、第一審大阪地方裁判所判決を覆し、被控訴人の請求が却下された。本件は被控訴人が、ふるさと納税制度で多額の寄付金を集めたことを理由に、控訴人が特別交付税を減額したのは違法だとして、国に対して決定の取り消しを求めた訴訟。裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たるか否かについて、最高裁平成14年判決について「行政事件を含む民事事件において裁判所がその固有の権限に基づいて審判することのできる対象は、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」、すなわち、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用により最終的に解決することができるものに限られる」の判示を検討すると、「司法権（憲法76条1項）が審判する権限が及ぶ紛争であり、司法権の概念には国民の裁判を受ける権利の保障が反映されていると解される。このような見地に立ち、『当事者』の面から見ると、基本的に個々の国民が提起する争訟であって、その具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争がこれに該当し、国と地方団体を当事者とする紛争は、個々の国民と同様の立場に立って行うもの（財産権の主体として自己の財産上の権利利益の保護救済を求めるような場合）は格別として、双方が行政権の主体同士として関与する、行政権内部の法適用の適正をめぐる一般公益に係る紛争である限り、法律上の争訟に該当しないと解するのが相当である」とし、法律上の争訟に該当しないと判断した。「その解決は、行政権内部の調整に委ね、その適正性については、国会審議等の民主的な統制の対象とすることによって確保するのを基本とし、紛争によって、裁判所で解決するのがふさわしいものについて、法律によって特に権限が定められた場合には、裁判所はこれを裁判する権限を持つことになる」とし、行政主体同士の紛争は、行政内部の調整に委ねられるとして、裁判の対象に当たらない。地方団体が国から法律の定めに従い地方交付税の分配を受けることができるか否かについて、「地方交付税

法の仕組みや目的等に照らすと、地方団体が国から法律の定めに従い地方交付税の分配を受けることができるか否かに関する紛争は、国と地方団体が、それぞれ行政主体としての立場に立ち、地方団体全体が適正に行政事務を遂行し得るように、法規（地方交付税法）の適用の適正をめぐる一般公益（地方団体全体の利益）の保護を目的として係争するものであり、「自己の財産上の権利利益の保護救済を目的として提起したものと見ることとはできないから、裁判所法3条1項にいう『法律上の争訟』には当たらない」と判断した。上記のように、第一審大阪地方裁判所判決、地方交付税の配分を巡る紛争について「地方団体と国との間の具体的な権利ないし法律関係の存否に関するものである」と判断。「法令の適用によって、終局的に解決できる」として、法律上の争訟にあたるとの考えを覆し、最高裁平成14年判決を採用し、裁判所法3条1項のいう法律上の争訟に当たらないとし、第一審大阪地方裁判所判決を取り消し、訴えを却下する判決を判断した。

5. おわりに

2023（令和5）年5月10日、第一審大阪地方裁判所判決を覆し、控訴審の大阪高等裁判所判決により、被控訴人の請求が却下された事案である。本件は被控訴人泉佐野市が、ふるさと納税制度で多額の寄付金を集めたことを理由に、控訴人国が特別交付税を減額したのは違法だとして、国に対して決定の取り消しを求めた訴訟。

争点は、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たるか否かが問題となった。第一審大阪地方裁判所では、地方交付税の配分を巡る紛争について「地方団体と国との間の具体的な権利ないし法律関係の存否に関するものである」と判断。「法令の適用によって、終局的に解決できる」として、法律上の争訟に当たると判断した。これに対して、控訴審大阪高等裁判所では、国も自治体も行政権の主体同士であり、解決するためには行政内部で調整すべきだとして、「法律上の争訟に該

当しない」と判断し、被控訴人の請求が却下された。

この特別交付税を額の決定の取り消しを求めた訴訟は、「法律上の争訟」に当たるか否かについて争われた事案、行政主体間による紛争による解決を開くものとなるか、今後の判断が注目される。

本稿では、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たらないとされた事案について、大阪高等裁判所判決を考察したものである。

注

- (1) 最判昭和56・4・7民集35巻3号443頁「裁判所がその固有の権限に基づいて審判することのできる対象は、裁判所法三条にいう「法律上の争訟」、すなわち当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であつて、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるものに限られる」
- (2) 最判平成14・7・9民集56巻6号1134頁「国又は地方公共団体が提起した訴訟であつて、財産権の主体として自己の財産上の権利利益の保護救済を求めるような場合には、法律上の争訟に当たるといふべきであるが、国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、法規の適用の適正ないし一般公益の保護を目的とするものであつて、自己の権利利益の保護救済を目的とするものということとはできないから、法律上の争訟として当然に裁判所の審判の対象となるものではなく、法律に特別の規定がある場合に限り、提起することが許されるものと解される」

参考文献

- (1) 阿部泰隆・泉佐野市編（2021）『泉佐野市ふるさと納税訴訟 法治国家と地方自治を守った最高裁逆転勝訴判決』信山社
- (2) 曾和俊文・山田洋・亘理格（2023）『現代行政法入門第5版』有斐閣
- (3) 秦博美（2021）『自治体の行政執行と法治主義』共同文化社
- (4) 櫻井敬子・橋本博之（2019）『行政法第3版』弘文

- 堂
- (5) 黒田武一郎 (2018) 『地方交付税を考える 制度への理解と財政運営の視点』 ぎょうせい
- (6) 人見剛 (2021) 『法律上の争訟に関する宝塚判決の拡大適用の終焉—大阪地裁 2021 (令和 3) 年 4 月 22 日中間判決と福岡高裁那覇支部 2021 (令和 3) 年 12 月 15 日判決』 法律時報 94 巻 4 号
- (7) 西上治 (2022) 『特別地方交付税の額の決定取消請求訴訟の法律上の争訟性』 ジュリスト 1567 号
- (8) 堀澤明生 (2022) 『泉佐野市特別交付税額決定取消訴訟第一審』 新・判例解説 Watch vol.31
- (9) 昭和 51 (オ) 749 寄付金返還 1981 (昭和 56) 年 4 月 7 日 最高裁判所第三小法廷 民集 35 巻 3 号 443 頁
- (10) 平成 10 (行ツ) 239 建築工事続行禁止請求事件 2002 (平成 14) 年 7 月 9 日 最高裁判所第三小法廷 民集 56 巻 6 号
- (11) 令和 2 年 (行ヒ) 68 不指定取消請求事件 2020 (令和 2) 年 6 月 30 日 最高裁判所第三小法廷 民集第 74 巻 4 号 800 頁
- (12) 令和 2 年 (行ウ) 66 特別地方交付税の額の決定取消請求事件 2021 (令和 3) 年 4 月 22 日 大阪地方裁判所
- (13) 令和 2 年 (行ウ) 66 特別地方交付税の額の決定取消請求事件 2022 (令和 4) 年 3 月 10 日 大阪地方裁判所
- (14) 令和 4 年 (行コ) 53 特別地方交付税の額の決定取消請求事件 2023 (令和 5) 年 5 月 10 日 大阪高等裁判所

Judgment of the Appellate Court in the Lawsuit for the Cancellation of the Special Local Allocation Tax Amount—Whether it Constitutes a ‘Legal Dispute’ as Defined in Article 3, Paragraph 1 of the Court Act.

AOYAMA Hiroshi

Abstract

On May 10, 2023, the appellee filed a lawsuit against the appellant to revoke the decision, arguing that the appellant’s reduction of the special grant tax was illegal on the grounds that the appellee had collected a large amount of donations under the hometown tax payment system. The Osaka High Court rejected the appellant’s claim, ruling that both the national and local governments are entities of executive power and that coordination should be made within the administration in order to resolve the issue, and that it “does not fall under the category of a legal dispute.”

This paper examines the Osaka High Court’s ruling on a case that did not fall under the category of “legal dispute” within the meaning of Article 3, Paragraph 1 of the Courts Act.